

PM2.5(微小粒子状物質)の注意喚起の 「お知らせ」について

PM2.5(微小粒子状物質)の飛来により、健康への影響が見られる可能性があるため、一定の濃度を超えた場合、“注意喚起”について、次の手順によりお知らせします。

福島県から南相馬市へ“注意喚起”の情報提供があった場合



防災無線により“注意喚起”の「お知らせ」

* 午前9時及び午後1時30分を目安

◎注意喚起の「お知らせ」があったら……

- | | |
|--|-----------------|
| <ul style="list-style-type: none">・できるだけ外出は控える・屋外での激しい運動をできるだけ減らす・外出時の適切なマスクの着用・室内の換気を必要最小限にする・洗濯物を室内に干す・特に呼吸器系や循環器系の疾患を有する小児、高齢者におかれましては、より慎重な行動をお勧めします。 | } 左記の対応をお勧めします。 |
|--|-----------------|



“注意喚起”は翌朝8時に自動解除

【“注意喚起”の「お知らせ」の目安】

(1) 福島県、いわき市、郡山市が測定を行っている各測定局(*1)において

① 午前5時から午前7時までの平均値が $85 \text{ マイクログラム}/\text{m}^3$ (*2)を超過した場合

② 午前5時から正午までの平均値が $80 \text{ マイクログラム}/\text{m}^3$ (*3)を超過した場合

福島県から各市町村に対して“注意喚起”の「お知らせ」があります。

*1 各測定局＝南相馬市、いわき市、檜葉町、福島市、白河市、郡山市、会津若松市、南会津町

*2 $85 \text{ マイクログラム}/\text{m}^3$ ＝各測定局の1つでも平均値が $85 \text{ マイクログラム}/\text{m}^3$ を超えた場合、
国が定めた暫定的な指針値である日平均値が $70 \text{ マイクログラム}/\text{m}^3$ を超えると判断

*3 $80 \text{ マイクログラム}/\text{m}^3$ ＝各測定局の1つでも平均値が $80 \text{ マイクログラム}/\text{m}^3$ を超えた場合、
国が定めた暫定的な指針値である日平均値が $70 \text{ マイクログラム}/\text{m}^3$ を超えると判断

(2) これを受けて、防災無線で“注意喚起”の「お知らせ」を行います。

(裏面もご覧下さい)

1. PM2.5(微小粒子状物質)とはどのようなものですか？

PM2.5 は大気中に浮遊している粒子状の物質で、粒子の大きさが 2.5 マイクロメートル (1 マイクロメートル=1mmの 1/1,000) 以下の非常に小さな粒子のことで、

自動車の排気ガスや空気中のガスの化学反応に由来する粒子であると推測されています。

2. 健康への影響はありますか？

粒子の大きさが非常に小さい(髪の毛の約 1/30)ため、肺の奥まで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系への影響を与えると考えられています。

3. 国が定めた環境基準とは何ですか？

環境基準とは、人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい基準として設定されたものであり、基準を超過した場合でも、直ちに人の健康に影響が現れるというものではありません。

【* PM2.5 の環境基準】

1年の平均値が 15 マイクログラム/㎥以下であり、かつ、1日平均値が 35 マイクログラム/㎥以下

4. 国が示した暫定的な指針の数値はどの程度となっていますか？

国が示した暫定的な値は、国内外の研究結果等に基づいて注意喚起のための目安として設定されています。

注意喚起のための暫定的な指針となる値は、1日の平均値が 70 マイクログラム/㎥と定めています。

指針の数値は、①午前5時から午前7時までの平均値が 85 マイクログラム/㎥を超えた場合、②午前5時から正午までの平均値が 80 マイクログラム/㎥を超えた場合、1日の平均値が 70 マイクログラム/㎥を超えることが想定されることから、注意喚起を行う目安とされています。

5. PM2.5(微小粒子状物質)に関する情報はどうすれば入手できますか？

国では環境省のホームページ「PM2.5(微小粒子状物質)に関する情報サイト」のほか、国立環境研究所のサイトなどがあります。

このほか、福島県の水・大気環境課ホームページや南相馬市の生活環境課のホームページに最新情報が掲載されています。

問い合わせ先

南相馬市 生活環境課 環境保全係

電話 0244-24-5231

鹿島区 市民総合サービス課

電話 0244-46-2124

小高区 市民総合サービス課

電話 0244-44-6713

相双地方振興局 環境課

電話 0244-26-1232

福島県 水・大気環境課

電話 024-521-7261